

答申第 759 号

情公第 1438 号

令和 3 年 7 月 2 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 2 月 27 日付けで諮問された施術所開設届等一部非公開の件（諮問第 851 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関である神奈川県知事が、本件請求のうち、特定施術所開業の許認可等に関する書面全てを求める請求について、別表1に掲げる文書を特定し、公開したことは妥当であるが、これに加え、特定施術所を営む個人から提出された文書に記載されていた情報を入力した台帳データを対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。
- (2) 後記2(3)にいう本件非公開情報のうち、別表3の非公開情報欄に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表4の非公開情報欄に掲げる情報については公開すべきである。
- (3) 本件請求のうち、特定施術所を営む個人に対する行政指導に関する書面全てを求める請求について、その存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒んだことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年11月25日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定施術所開業の許認可等に関する書面全て並びに特定施術所を営む個人（以下「本件経営者」という。）に対する行政処分及び行政指導に関する書面全てについて、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和元年12月9日付けで、以下のとおり、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
 - ア 「特定施術所開業の許認可等に関する書面すべて」とする請求に対しては、別表1に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、別表2の非公開情報欄に掲げる情報について、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして、条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。
 - イ 本件経営者に対する「行政処分・行政指導があれば、その際の書面す

べて」とする請求のうち、本件経営者に対する行政処分に関する文書については、文書不存在であるとして公開を拒んだ。

ウ 本件経営者に対する行政指導に関する文書（以下「本件行政指導文書」という。）に係る請求については、当該請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第2号本文に該当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づき、その存否を明らかにすることができないとして公開を拒んだ。

(3) 審査請求人は、令和元年12月13日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、別表2の文書名「平成13年6月7日付け施術所開設届」（以下「本件開設届」という。）の非公開情報欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）を非公開としたこと及び本件行政指導文書の存否を明らかにせずに公開を拒んだことについて、それらの取消しを行った上で、本件非公開情報と本件行政指導文書の公開を求める審査請求を行った（後記5(1)のとおり。）。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 条例第5条第1号は、個人に関する情報について、非公開とする旨規定する。一方で、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を同号による非公開情報から除いている。本件経営者の情報は、本件経営者が特定施術所を開業している以上、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当たるから、本件非公開情報について、同号を理由としてこれを非公開とすることはできない。

また、仮に同号本文に該当するとしても、審査請求人は特定施術所の利用者（以下「本件利用者」という。）から依頼を受け、訴訟代理人として、本件経営者を相手方とする損害賠償等請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起して裁判所に係属中であるところ、本件訴訟に関連して、事後、強制執行する場合には、同人の自宅や生年月日等を把握する必要がある。本件請求は、本件利用者の身体、生活及び財産の保護を目的としていることにも鑑みると、本件非公開情報は条例第5条第1号ただし書エに該当するため、公開されるべきである。

(2) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体…に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定しているところ、同号ただし書では「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」とされている。

実施機関は、本件行政指導文書について、同号本文に規定するところの「法人等に関する情報」に該当し、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開した場合と同様に、事業を営む当該個人の利益を害するおそれがあるという理由で、行政指導の際の記録の全てを存否応答拒否とした。しかしながら、審査請求人による本件請求の目的は、前記(1)のとおり、本件経営者から施術を受けた本件利用者の被害発生防止及び回復であることから、同号ただし書に該当する。

また、行政庁は、行政指導を行政処分に先立って行うことがあり、当該指導に対象者が従えば、行政処分が可能であってもこれを行わず、行政指導にとどめることも多い。したがって、行政指導の存在に関する情報より行政処分の存在に関する情報の方が、公開されたときに事業者に与える影響は大きいといえる。この点、行政処分に関する文書は不存在、行政指導に関する文書は存否応答拒否とした本件処分は、行政指導が事業者に与える影響の方が、行政処分のそれよりも重大であると実施機関が判断しているとも受け取ることができる。しかしながら、行政処分及び行政指導に関する文書の公開請求に係る諾否決定に際して、実施機関は、行政指導や行政処分が事業者に対して与える影響を考慮すべきではない。以上から、本件行政指導文書は存否応答拒否とされるべきでない。

(3) 施術所の広告については、厚生労働省所管の検討会にてガイドライン案が提示されており、同案にあつては、「交通事故取扱い」、「治療」等の記載をすることはできないとされている。にもかかわらず、特定施術所のホームページにおいても同趣旨の記載があり、これを放置すると、交通事故等の被害者が医師の治療を受ける機会を逸し、本来得られる医療サービスを受けられず、あるいは施術によって、むしろ健康を害するおそれがあ

る。現状、同施術所のホームページの当該記載は維持されたままであり、被害発生を更に拡大させている。本件利用者のみならず、第二第三の被害者がいる可能性も考えられるところであり、不特定多数人にも影響する問題であることから、条例第7条の規定に基づき、本件非公開情報を裁量的公開すべきである。

(4) 本件行政文書中、2018年6月29日付け施術所届出事項変更届の右下に「台帳入力済」とのスタンプが押されている。これは、実際に提出された書面による届出をもとにして、データベースなどに、実施機関の職員が手入力をしているものと思われる。仮にそのような電磁的記録があるとなれば、当該データベース上の情報（電磁的記録）について、公開の対象とすべきである。

(5) 条例第10条第1項の規定に基づく行政文書の公開は、原則として請求から15日以内に実施すべきところ、その期間は既に経過している。したがって、直ちに非公開部分及び存否応答拒否部分を公開すべきである。

(6) 令和元年12月9日付け行政文書一部公開決定通知書の「公開することができない部分及び理由」において示されている、非公開とした理由について、適用する条例上の根拠規定が引用されているのみであって、該当する情報をなぜ非公開としたのか、それらの判断の具体的な理由が示されていない。

4 実施機関（担当：厚木保健福祉事務所大和センター）の説明要旨

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、同号による非公開情報について、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」と定めており、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除いている。このことは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」も本来は「個人に関する情報」であるものの、その性質上、同条第2号に規定する「法人その他の団体…に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当

たるものとして同号で判断するものとし、条例第5条第1号に規定する「個人に関する情報」から除外することとしたものである。このため、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業と直接関係がない個人に関する情報については、同条第1号本文により判断すると解される。

これを本件について見ると、本件開設届のうち、「施術所開設届」に記載された、本件経営者の「郵便番号」及び「住所」は同人の自宅住所であり、これは、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではない。また、「免許証に記載された都道府県知事の統轄する都道府県名」は、本件開設届のうち同人の柔道整復師免許証（以下「本件免許証」という。）に記載されている同人の本籍地であるから、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではない。さらに、「免許証番号」及び「免許年月日」は個人の資格に関する情報であり、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではない。加えて、「施術所歴」の年月日及び施術所名は、同人が過去に所属した施術所に採用された年月日及び当該施術所の名称であるから、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではない。

次に、本件免許証に記載された本件経営者の本籍地都道府県名及び生年月日は、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではない。また、登録年月日、登録番号及び交付年月日は個人の資格に関する情報であるため、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではない。

よって、これらの情報については、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

審査請求人は、本件訴訟に原告訴訟代理人として関与しており、事後、強制執行をする場合に本件経営者の自宅や生年月日を把握する必要があり、このことは本件利用者の身体、生活及び財産の保護を目的としているため、条例第5条第1号ただし書エに該当する旨主張する。しかしながら、本件非公開情報を公開したとして、本件利用者の私益を守る手段になる可能性はあるとしても、人の生命、身体等の安全を保護することができるとは認められず、同号ただし書エには該当しない。また、本件非公開情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、イ及びウにも該当しない。

(2) 条例第8条該当性について

行政処分は、法令等に基づく公権力の主体たる国又は公共団体が行う処分であるところ、実施機関で行う行政処分はこれを公表していることから、行政処分に係る情報公開請求があった場合は、個人に関する情報等の非公開情報を除き公開している。これに対して、行政指導は、実施機関がその所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために、特定の者に対して一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言等である。また、行政指導には、外部からの情報提供等を受け、その内容の事実確認のために行われるものも含まれる。そのため、本件においても、本件経営者に対する行政指導の有無を公開することは、同人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号に該当するため、条例第8条の規定に基づき、本件行政指導文書の存否を明らかにしなかったものである。

また、このような情報の内容と性質に鑑みれば、条例第5条第2号ただし書にも該当しない。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定である。ここにいう「公益上」とは、個人の生命、身体の安全等を超えた、更に広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、このような公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味するものと解される。

これを本件請求に照らすと、本件非公開情報を公開したところで、個人の生命、身体の安全等を超えた、更に広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは極めて困難である。よって、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったものである。

なお、審査請求人が主張する前記3(3)のガイドライン案については、現在は広告ガイドライン案の作成方針が示されているのみであり、このこ

とをもって、特定施術所のホームページを利用者が閲覧することにより、当該利用者が医師の治療を受ける機会を逸し、又は施術により健康を害するおそれがあるとまではいえないから、裁量的公開をすべきとの審査請求人の主張は認められない。

(4) その他

条例第10条第1項は「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定を行わなければならない。」と規定しているところ、実施機関は令和元年11月27日に審査請求人からの本件請求に係る行政文書公開請求書を収受し、本件請求があった日から起算して15日以内の同年12月9日付けで本件請求に対する諾否決定を行っていることから、何ら規定に違反するものではない。

また、条例第13条第1項は「実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、行政文書の公開をしなければならない。」と規定しているところ、実施機関は令和元年12月16日に審査請求人から行政文書の写し等の交付代金を収受し、その翌日の同月17日に本件行政文書を審査請求人あてに郵送していることから、この点についても、規定に違反するものではない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、公開を受けた本件行政文書の内容から、本件において特定された行政文書のほか、本件行政文書をもとに作成された電磁的記録も公開の対象となる行政文書として存在する旨主張している。また、審査請求人は、審査請求書の請求の趣旨において、本件処分のうち、本件経営者の「氏名以外の個人情報と免許証記載の情報及び施術歴以外」を非公開とした部分の取消しを求めているが、審査請求書の記載全体を参酌すれば、これは、実施機関が本件処分において非公開とした情報のうち、本件非公開情報に限って、非公開とした部分の取消しを求めているものと解される。加えて、審査請求人は、審査請求書の請求の趣旨において、「行政指導の記録」を非公開とした部分の取消しを求めているが、これは、実施機関が

本件行政指導文書に係る請求について、その存否を明らかにすることなく公開を拒んだことについての取消しを求めているものと解される。

よって、実施機関が行った対象文書の特定の妥当性、本件非公開情報を非公開とした判断の妥当性、存否応答拒否とした判断の妥当性及び裁量的公開を行わなかった判断の妥当性について、それぞれ(2)から(5)までにおいて順に検討する。

(2) 対象文書の特定について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、2010年4月30日付けから2018年6月29日付けまでの施術所届出事項変更届には、全てその右下に「台帳入力済」というスタンプが押されているところ、これらのスタンプは、当該変更届を提出した本件経営者が押したのではなく、提出を受けた実施機関が押したものと考えるのが相当である。この点につき、特定された対象文書とは別に、当該変更届の内容を入力した台帳データが存在することを確認できた。そして、本件請求の内容は「書面すべて」とされている以上、当該台帳データも本件請求により特定すべきと考えられる。よって、本件経営者から提出された文書に記載されていた情報を入力した当該台帳データについて、特定漏れがあったといわざるを得ないから、本件行政文書に加え、この文書について改めて諾否の決定を行うべきである。

(3) 本件非公開情報について

ア 本件非公開情報に係る条例の適用について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」としているところ、これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は「個人に関する情報」ではあるものの、その性質上、「法人等に関する情報」に準ずるものとして同条第2号により公開するか否かの判断をすることが妥当であるとしたものである。ただし、特定の個人が事業を営んでいたとしても、当該事業とは直接関連性を持たないと認められる当該個人に関する情報は、同条第1号により公開するか否かの判断を行うことが相当である。

これを本件について見ると、本件非公開情報のうち、本件経営者が柔道整復業を営むに当たり取得した柔道整復師免許証に関し、施術所開設

届に記載されている「免許証番号」及び「免許年月日」、本件免許証に記載されている「登録年月日」、「登録番号」及び「交付年月日」の各情報は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当たると認められるので、これらの情報は条例第5条第2号により公開するか否かの判断をすることが相当である（別表4）。これに対し、本件非公開情報のうち、その余の情報については、「個人に関する情報」に該当するが、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当たるとは認められないので、これらの情報は、同条第1号により判断することが相当である（別表3）。以下、それぞれ検討する。

イ 条例第5条第1号該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

a 施術所開設届に記載された情報

別表3の非公開情報欄に掲げる情報のうち、施術所開設届に記載された本件経営者の郵便番号及び住所は、同開設届に記載されている特定施術所の開設場所と異なっていることから、同人の自宅の郵便番号及び住所が記載されているものと考えるのが相当である。また、施術所開設届の表中、「業務に従事する施術者」項の「免許証に記載された都道府県知事の統轄する都道府県名」欄に記載された情報は、本件免許証に記載されている都道府県名であり、これは柔道整復師法施行規則第2条の規定により柔道整復師名簿に登録された本件経営者の本籍地であることが認められる。加えて、同表中、「施術所歴」項に記載されている情報は、本件経営者が過去に所属した施術所に採用された年月日及び当該施術所の名称であり、公開することによって同人の柔道整復師としての経歴が明らかになる情報であることが認められる。これらの情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、個人に関する情報であって、特定の

個人が識別され、若しくは識別され得るものであることは明らかであるから、同号本文に該当する。

b 本件免許証に記載された情報

別表3の非公開情報欄に掲げる情報のうち、本件免許証に記載された都道府県名は、前記aで判断したとおり、本件経営者の本籍地であることが認められる。また、生年月日は、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、同人の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であることは明らかである。よって、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

これを本件について見ると、本件非公開情報のうち、別表3の非公開情報欄に掲げる情報は、いずれも、法令等により、又は慣行として公にされている情報ではないことが認められるため、同号ただし書ア及びイには該当しない。また、本件経営者は公務員等ではないため、同号ただし書ウにも該当しない。

なお、審査請求人は、本件請求について、前記3(1)のとおり、本件利用者の身体、生活及び財産の保護を目的としているため、同号ただし書エに該当する旨主張する。

同規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過

去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から人を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報を公開することを定めたものと解される。そして、条例は、請求者が誰であるかや、請求目的が何であるかにかかわらず、非公開事由に該当する情報が記載されているか否かによって、一律に公開・非公開の判断をするものとしており、審査請求人の主観的な事情までも考慮するものとはしていない。

この点、審査請求人は、別表3の非公開情報欄に掲げる情報が公開されることによって、本件訴訟や、勝訴した場合の民事執行に向けての資料を収集することができ、ひいては本件利用者の損害賠償請求権の行使が可能となるなど主張するが、審査請求人から提出された資料等によっても、条例が想定するような公益性があるとは認められない。よって、同号ただし書エにいう要件を充足するものではない。

以上から、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

ウ 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体…に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。前記5(3)アのとおり、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、条例第5条第1号ではなく同条第2号により公開か非公開かを判断するものと解されることから、以下検討する。

(ア) 施術所開設届に記載された情報

別表4の非公開情報欄に掲げる情報のうち、施術所開設届の表中「業務に従事する施術者」項の「免許証番号」欄及び「免許年月日」欄に記載された情報は、本件経営者が柔道整復業を営むに当たって取得した免許に関するもので、これらは、本件経営者の個人に関する情報というよりも、むしろ本件経営者が営む柔道整復業と密接に係る

るものであるから、同人の当該事業に関する情報と解するのが相当であり、条例第5条第2号本文該当性を判断すべきものとする。そして、これらの情報は、公開することによって、本件経営者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(イ) 本件免許証に記載された情報

別表4の本件非公開情報欄に掲げる情報のうち、本件免許証に記載された本件経営者の「登録年月日」、「登録番号」及び「交付年月日」は、前記(ア)で判断したとおり、本件経営者の事業に関する情報であって、公開することにより本件経営者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないため、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

エ 小括

以上のとおり、本件非公開情報のうち、別表3の非公開情報欄に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表4の非公開情報欄に掲げる情報について非公開としたことは妥当でない。

(4) 条例第8条該当性について

実施機関は、本件行政指導文書の存否を答えるだけで、条例第5条第2号本文に規定する非公開情報を公開することと同様の結果を生じさせることとなるため、条例第8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで公開を拒んだ旨説明している。そこで、その妥当性について、以下、検討する。

ア 条例第8条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

実施機関は公開請求を受けた場合、当該請求に係る行政文書の存在を前提に、諾否の判断を行うことになる。よって、仮に当該行政文書における全ての記載を非公開として諾否の決定を行ったとしても、「当該請求に対応する行政文書が存在する」という情報は、請求者に公開される

結果となる。そして、当該情報が条例第5条各号に規定される非公開情報に該当する場合がありますので、これを保護しようとするのが、条例第8条の趣旨と解される。

また、条例第5条第2号本文の趣旨は前記5(3)ウのとおりであり、同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じている場合に限らず、将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回るときに、当該情報を公開しなければならないとするものである。

イ これを本件について見ると、審査請求人は、本件経営者に対して行われた行政指導があれば、その際の書面全てを公開するよう請求しているところ、当該文書の存否を答えるだけで、実施機関が本件経営者に対して行政指導を行ったか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと等しい効果を生ずるものと認められる。

この点、柔道整復師法上の行政指導は原則非公開で行われており、行政指導が相手方の任意の協力によって実現されるものであるという性質を踏まえると、仮に、本件行政指導文書が存在するとして、その内容を全部非公開にした場合であっても、本件経営者が行政指導を受けた事実を明らかにすることになり、本件経営者に対する社会的信用を低下させ、本件経営者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、本件存否情報は、条例第5条第2号本文に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。また、このような情報の内容と性質に鑑みれば、同号ただし書にも該当しない。

なお、行政指導を受けた事実が条例第5条第2号の非公開情報に当たるとは前記のとおりであるが、仮に当該文書が不存在の場合に明らかとなるのは、「本件経営者が行政指導を受けたことがない」という事実

であるところ、当該事実は法人に不利益どころか有益な情報であって、当該文書が不存在の場合に文書の存否に係る応答を拒否する理由は存在しないとも考えられる。しかし、仮に当該行政指導文書が存在しない場合に不存在を理由として非公開決定を行えば、その裏返しとして、当該行政指導文書が存在する場合にのみ存否の応答を拒否することとなるため、結局、存否の応答を拒否するという回答が文書の存在を推認させることになる。そうすると、条例第8条の趣旨を没却することとなるので、当該行政文書が不存在である場合にも同様に、その存否の応答を拒否すべきものと解される。

また、審査請求人は、行政処分についてはその有無を公開するのに対し、行政指導についてはその存否を明かさないことは、本件経営者に与える影響を不当に考慮している旨主張するが、本件において、行政処分と行政指導とでは手続きの性質が異なるのであり、審査請求人の主張は当たらない。

ウ したがって、本件行政指導文書の存否を明らかにすることで、本件経営者に対する行政指導の事実を推認させることとなり、条例第5条第2号に規定する非公開情報を公開した場合と同様の効果を生じさせるといえる。よって、実施機関が条例第8条及び条例第5条第2号本文の規定に基づきその存否を明らかにしなかったことは妥当である。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定である。ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体の安全等を超えた、更に広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、審査請求人は、前記3(3)に記載のとおり、本件施術所のホームページの記載が、本件利用者個人のみならず、不特定多数人にも健康被害等の影響を与えるおそれがあることを理由に、裁量的公開を求めている。

しかしながら、本件非公開情報及び本件存否情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、更に広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であるといわざるを得ないものである。

ウ よって、これらの情報は、条例第7条の適用の根拠を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(6) その他

前記3(6)のとおり、審査請求人は、行政文書一部公開決定通知書の「公開することができない部分及び理由」における公開することができない「理由」について、適用する条例上の根拠規定が引用されているのみであり、該当する情報がなぜ非公開にされたのか、実施機関の判断に係る具体的な理由が示されていない旨主張するため、以下検討する。

そもそも、申請を拒否する処分をする場合にその理由を付記するのは、当該処分の相手方との関係では、当該相手方に当該理由を知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨によるものである（最高裁昭和57年（行ツ）第70号同60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁）。条例第10条第3項において「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき…は、その理由を併せて通知しなければならない。」と定め、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときに、その理由を併せて通知することを義務付けているのも、同じ趣旨によるものと解される。

これを本件について見ると、原処分の決定通知書において、前記2(2)アに掲げる情報を第5条第1号で非公開とした理由を、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れがある情報のため」としているところ、当該情報は同号の

みを理由として非公開とされており、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることを理由としているのは明確であり、不明瞭でないといえる。

よって、非公開の理由がその記載自体から審査請求人に了知し得る程度に提示されており、不服の申立てに支障が生じたとまでは認められないから、前記の制度趣旨に鑑み、本件処分を取り消す理由とはならないと判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1 (特定文書一覧)

文書名	文書内訳
平成 13 年 6 月 7 日 付け施術所開設届	施術所開設届
	施術所の構造設備の概要
	上記に係る添付資料 (施術所の平面図)
	本件経営者の柔道整復師免許証
2010 年 4 月 30 日付 け施術所届出事項変 更届	施術所届出事項変更届
	上記に係る添付資料 (施術所の平面図)
平成 24 年 7 月 4 日 付け施術所届出事項 変更届	施術所届出事項変更届
	上記に係る添付資料 (従事者の変更に係る詳細)
	従事者の柔道整復師免許証
	従事者の登録済証明書
平成 25 年 4 月 5 日 付け施術所届出事項 変更届	施術所届出事項変更届
	従事者の柔道整復師免許証
平成 25 年 7 月 24 日 付け施術所届出事項 変更届	施術所届出事項変更届
	従事者の柔道整復師免許証
平成 27 年 2 月 27 日 付け施術所届出事項 変更届	施術所届出事項変更届
	従事者の柔道整復師免許証
2015 年 4 月 24 日付 け施術所届出事項変 更届	施術所届出事項変更届
	従事者の柔道整復師免許証
	従事者の登録済証明書
2017 年 4 月 21 日付 け施術所届出事項変 更届	施術所届出事項変更届
	従事者の柔道整復師免許証
	従事者の登録済証明書
2017 年 9 月 8 日付 け施術所届出事項変 更届	施術所届出事項変更届
2018 年 6 月 29 日付 け施術所届出事項変 更届	施術所届出事項変更届

別表 2 (本件処分における非公開情報一覧)

文書名	文書内訳	非公開情報
平成 13 年 6 月 7 日付 け施術所開 設届	施術所開 設届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件経営者に係る郵便番号及び住所 ・ 表中「業務に従事する施術者」項の「免許証に記載された都道府県知事の統轄する都道府県名」、「免許証番号」及び「免許年月日」に記載の内容 ・ 表中「施術所歴」項に記載されている、本件経営者が過去に所属した施術所に採用された年月日及び当該施術所の名称
	本件経営 者の柔道 整復師免 許証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件経営者に係る本籍地都道府県名、生年月日、登録年月日、登録番号及び交付年月日
	2010 年 4 月 30 日付 け施術所届 出事項変更 届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表中「変更内容」項の施術者に係る氏名、登録年月日、登録番号及び本籍地都道府県名
平成 24 年 7 月 4 日付 け施術所届 出事項変更 届	施術所届 出事項変更 届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表中「変更内容」項の従事者に係る氏名
	上記に係 る添付資 料（従事 者の変更 に係る詳 細）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者に係る氏名、生年月日及び登録番号
	従事者の 柔道整復 師免許証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者に係る本籍地都道府県名、氏名、生年月日、登録年月日、登録番号及び交付年月日

別表 2 (本件処分における非公開情報一覧) < 続き >

文書名	文書内訳	非公開情報
平成 24 年 7 月 4 日付 け施術所届 出事項変更 届	従事者の 登録済証 明書	・ 従事者に係る氏名、登録番号、登録年月日及び証 明年月日
	従事者の 合格証書	・ 従事者が受験した柔道整復師国家試験の受験地、 受験番号、従事者の氏名、生年月日、受験した当 該試験の実施回及び発行年月日
平成 25 年 4 月 5 日付 け施術所届 出事項変更 届	施術所届 出事項変 更届	・ 表中「変更内容」項の従事者に係る氏名及び登録 番号
	従事者の 柔道整復 師免許証	・ 従事者に係る本籍地都道府県名、氏名、生年月 日、登録年月日、登録番号及び交付年月日
平成 25 年 7 月 24 日 付け施術所 届出事項変 更届	施術所届 出事項変 更届	・ 表中「変更内容」項の従事者に係る氏名及び登録 番号
	従事者の 柔道整復 師免許証	・ 従事者に係る本籍地都道府県名、氏名、生年月 日、登録年月日、登録番号及び交付年月日
平成 27 年 2 月 27 日 付け施術所 届出事項変 更届	施術所届 出事項変 更届	・ 表中「変更内容」項の従事者に係る氏名及び登録 番号
	従事者の 柔道整復 師免許証	・ 従事者に係る本籍地都道府県名、氏名、生年月 日、登録年月日、登録番号及び交付年月日

別表 2 (本件処分における非公開情報一覧) < 続き >

文書名	文書内訳	非公開情報
2015 年 4 月 24 日付 け施術所届 出事項変更 届	施術所届 出事項変 更届	・表中「変更内容」項の従事者に係る氏名及び登録 番号
	従事者の 柔道整復 師免許証	・従事者に係る本籍地都道府県名、氏名、生年月 日、登録年月日、登録番号及び交付年月日
	従事者の 登録済証 明書	・従事者に係る氏名、登録番号、登録年月日、証明 年月日及び確認年月日
2017 年 4 月 21 日付 け施術所届 出事項変更 届	施術所届 出事項変 更届	・表中「変更内容」項の従事者に係る氏名及び登録 番号
	従事者の 柔道整復 師免許証	・従事者に係る本籍地都道府県名、氏名、生年月 日、証明年月日、登録年月日、登録番号及び交付 年月日
	従事者の 登録済証 明書	・従事者に係る氏名、登録番号、登録年月日及び証 明年月日
2017 年 9 月 8 日付 け施術所届 出事項変更 届	施術所届 出事項変 更届	・表中「変更内容」項の従事者に係る氏名
2018 年 6 月 29 日付 け施術所届 出事項変更 届	施術所届 出事項変 更届	・表中「変更内容」項の従事者に係る氏名

別表 3

文書名	文書内訳	非公開情報
平成 13 年 6 月 7 日付 け施術所開 設届	施術所開 設届	・ 本件経営者に係る郵便番号及び住所
		・ 表中「業務に従事する施術者」項の「免許証に記載された都道府県知事の統轄する都道府県名」に記載の内容
	・ 表中「施術所歴」項に記載されている、本件経営者が過去に所属した施術所に採用された年月日及び当該施術所の名称	
	本件経営者の柔道整復師免許証	・ 本件経営者に係る本籍地都道府県名及び生年月日

別表 4

文書名	文書内訳	非公開情報
平成 13 年 6 月 7 日付 け施術所開 設届	施術所開 設届	・ 表中「業務に従事する施術者」項の「免許証番号」及び「免許年月日」に記載の内容
	本件経営者の柔道整復師免許証	・ 本件経営者に係る登録年月日、登録番号及び交付年月日

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年2月28日 (収受)	○ 諮問
令和2年8月26日 (第200回部会)	○ 審議
10月28日 (第202回部会)	○ 審議
11月30日 (第203回部会)	○ 審議
12月18日	○ 実施機関から提出された意見書を収受
12月21日 (第204回部会)	○ 審議
令和3年1月14日	○ 審査請求人から提出された意見書を収受
1月28日 (第205回部会)	○ 審議
3月31日 (第206回部会)	○ 審議
4月26日 (第207回部会)	○ 審議
5月28日 (第208回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和3年7月2日現在) (五十音順)